

別表

1 慰労金は、次のとおり1人あたり定額とする。

対象者区分	従事区分	金額
新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、県から役割を設定された感染症指定医療機関、その他の県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関に勤務し、患者と接する医療従事者等	① 実際に新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関の医療従事者等	20万円
	② ①のうち、当該医療機関において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者等	10万円
	③ 新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行っていない医療機関の医療従事者等	10万円
新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関又は県から役割を設定された地域外来・検査センターに勤務し、患者と接する医療従事者等	④ 実際に新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った医療機関等の医療従事者等	20万円
	⑤ ④のうち、当該医療機関等において実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者等	10万円
	⑥ 新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行っていない医療機関等の医療従事者等	10万円
新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、県から役割を設定された宿泊療養を行う新型コロナウイルス感染症患者（無症状病原体保有者及び軽症患者を含む。以下「軽症者等」という。）に対する受入施設での対応等で軽症者等と接する医療従事者等（県からの依頼又は委託等により、当該業務に従事する者に限る。）		20万円

対象者区分	従事区分	金額
県から新型コロナウイルス感染症患者への対応の役割を設定されていない医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者等	⑦ 実際に新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った医療機関等の医療従事者等	20万円
	⑧ ⑦のうち、当該医療機関等において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者等	5万円
	⑨ 新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行っていない医療機関等の医療従事者等	5万円

2 代理受領医療機関等（派遣元会社等を含む。）が慰労金の給付にあたり振込手数料を要した場合は、振込手数料については実支払額とする。